

日本学生支援機構奨学金

留学時特別増額貸与奨学金の申請について

このことについて、下記のとおり受け付けていますので、本奨学金の貸与を希望する学生は申請を行ってください。

記

1 対象者

以下の①～③を全て満たすことが必要です。

①国内の大学等及び大学院に在学中で、第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けている奨学生

※ 留学開始年月において、振込中であること（休停止中は、申込資格はありません）。

②海外の大学等・大学院に、以下ア.～ウ.のいずれかの条件で3か月以上留学する学生等

ア. 国内在籍学校の学生交流に関する協定等に基づく留学であること（派遣留学、交換留学）

イ. 留学により取得した単位が、国内在籍学校の単位として認定される留学であること（認定留学）

ウ. 大学院在籍中の学生の研究のための留学（研究留学）で、国内在籍学校長が有意義と認めた留学であること

※ 語学学校への留学は、原則として本奨学金の申込対象とはなりません。ただし、上記ア又はイの留学形態のいずれかに該当し、かつ大学附属の語学学校・語学センターへの留学である場合は、本奨学金の申込対象となります。

③日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生等

※ 「国の教育ローン」の審査対象外だった（要件を満たさないため申込を受け付けてもらえなかった）場合、審査の結果、融資を受けることができた場合は、本奨学金の対象となりません。

2 奨学金の貸与額

10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択。

3 提出書類

- (1) 「留学時特別増額貸与奨学金申込書」
- (2) 留学先大学からの「受入れ許可書」（日本語訳添付）
- (3) 「留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」
- (4) 「国の教育ローン」を融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー

4 提出期限

留学後（受入れ開始年月日より）2か月以内

※国内貸与奨学金（月額）の貸与終期が2025年3月の場合は、最終の提出期限は2024年12月24日（火）です。

5 申込先・提出先 各エリア支援室学生支援

6 備 考

- (1) 申込様式等は大学ホームページに掲載しています。
- (2) 提出期限までに書類の準備が間に合わない場合は、別途ご相談ください。

令和6年6月10日

経済支援に関する情報は、

筑波大学ホームページ「キャンパスライフ」→「奨学金・学生生活の支援」

→「奨学金・修学支援」

(<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/>)

をご覧ください。